

事業再生の“ブティックハウス” 決してあきらめない法律事務所

事業再生に強い法律事務所

「さくら共同法律事務所は1972年に法律事務所を設立して以来、一貫して事業再生業務に注力してきました」と語るのは、同法律事務所の弁護士、松井清隆氏。同事務所は竹内康二、河合弘之の両弁護士により1972年に設立。設立当初からリッカーほかの大型法的整理のみならず私的整理も多数手掛けており、事業再生に強い法律事務所としてこれまで高い評価を得ている。

現在、約30名の所属弁護士・パートナー弁護士を擁する。その多くが再生案件に強い人材だ。パートナー弁護士のなかには、バブル崩壊後、多数のゴルフ場案件の再生を手掛けてきた、ゴルフ場再生のプロとして知られる西村國彦弁護士の名前もある。アドバイザースタッフとしては、整理回収機構発足当初から事業再生による不良債権



さくら共同法律事務所
アドバイザースタッフ
栗橋 孝芳氏

処理に努めてきた栗橋孝芳氏も参画している。このような専門家を常駐で置いている弁護士事務所は類を見ない。

同事務所が30年来、関わってきた豊富な経験・ノウハウと、事業再生に強みを持つ第一線級の人材が融合した、まさにドリームチームといった様相だ。法律事務所の中なかでも事業再生の“ブティックハウス”と呼ばれるほど、専門性の強い集団として周囲からも認知されている。

企業オーナーと信頼関係を築く

栗橋氏は同事務所が果たす社会的役割についてこう語る。「会社を潰すことなくいかに再生させていくかが、今の時代に求められていることだと日々、感じています。我々が長年培ってきたノウハウを広く社会に提供していくことが、日本経済の活性化にもつながっていくと思います」

同事務所では、法務デューデリジェンス、再生計画策定支援、スポンサー候補探索、債権者との調整・交渉などの再生支援業務を行っている。さまざまな支援業務を提供しているなか、同事務所が最も力を入れ、強みを持っているのが、企業オーナーとの信頼関係の構築だ。

「再生支援にあたり、我々が最も時間をかけ、丹念に行うのが企業オーナーとのコミュニケーションです。事業が立ち直るかどうかの成否はオーナー自身の意識にかかっているといても過言では



さくら共同法律事務所
弁護士

松井 清隆氏

ありません。計画に沿って企業オーナーに前向きに協力してもらうためには、オーナーとの信頼関係が必要です。我々はオーナーと真正面からぶつかり、徹底的に話し合い、密にコミュニケーションをとり、オーナーとの信頼関係を深めることで、事業再生の成功につなげてきたと自負しています」(松井氏)

事業再生のプロデュース機能

同事務所の強みのひとつにプロデュース機能が挙げられる。法律事務所としてリーガルサービスの提供を行うことはもちろん、外部ネットワークとの豊富なコネクションを活かし、リーガル面以外での支援を行えるという。「事業再生に長らく携わってきたことから、公認会計士や不動産鑑定士、経営コンサルタントなど、他の専門家との人脈も豊富にあります。再生案件があれば、人脈をフル活用し、支援チームを早急に結成できる体制があるのが我々の強みです」と松井氏。ワンストップでのサービス提供が可能なのもクライアントにとってはありがたいサービスだ。

再生をあきらめない心意気

オーナーとの信頼関係の構築、豊富な外部ネットワークの2つに大きな強みを持つ同事務所だが、同事務所には案件に向き合う姿勢として脈々と受け継がれているDNAがあるという。

「それは絶対にあきらめない心。どんな困難にぶつかっても、他に再生手段がないか考え抜き、オーナーと共にねばり強く交渉する。そんなDNAともいべき心意気が、我々の事務所には綿々と受け継がれているのです」(松井氏)

「この仕事は信念がないとできません。すぐにあきらめてしまえば、再生できず倒産に至ってしまう。この事務所のメンバーは誰もがあきらめない心を持って仕事をしています。好きでないとできない仕事だと思います」(栗橋氏)

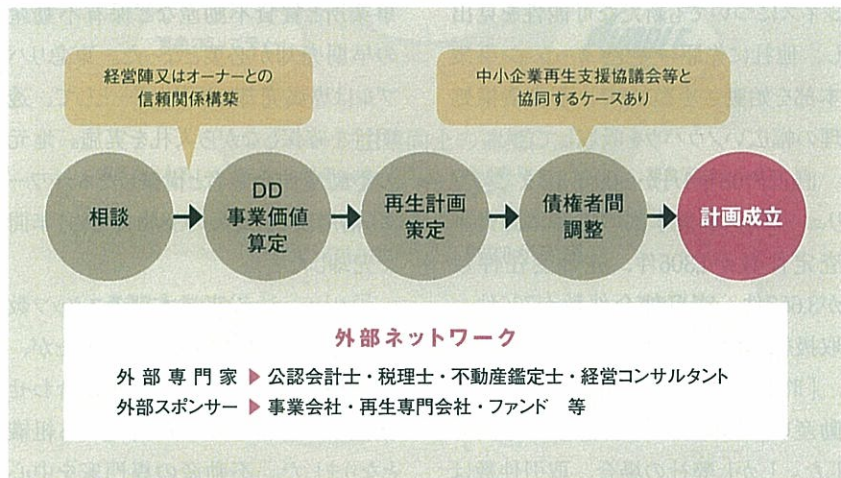
法律事務所というと敷居が高そうなイメージがあるが、同事務所にそうした雰囲気は感じられない。「大企業、中小企業、個人、行政機関などにより依頼者を区別しない」という職務遂行方針が息づいているからだろう。

「泥臭くてもひとつずつ愚直にやり抜くのが我々のスタイル。気軽に問い合わせてください」と笑顔で語っていた松井氏が印象的だった。



さくら共同法律事務所の受付。気軽に相談しやすいよう入りやすい雰囲気を心掛ける

■当事務所による事業再生の流れ



● ATTENTION PEOPLE ●

Message from

渡辺和也氏

さくら共同法律事務所
弁護士

さくら共同法律事務所は、多様な事業再生案件を取り扱っています。当事務所は、さまざまな立場の利害関係人に対して熱心に交渉に当たり、この姿勢が、企業オーナーからの信頼に繋がっています。危機的状況にある事業の再生は社会的に重要な仕事ですから、当事務所の専門性と情熱を活用して取り組んでいきます。



さくら共同法律事務所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-1-7 NBF日比谷ビル16階

■TEL: 03-5511-4400

■ホームページ: <http://www.sakuralaw.gr.jp/>

取扱可能業種 製造 流通・小売 建設 飲食・宿泊 情報通信 その他サービス 医療 不動産 農林漁業 第三セクター

専修 中小 中堅 大企業 地域 全国 提携 弁護士